

いじめ防止等対策に係る研修について

1. 研修のねらい

いじめの未然防止・早期発見・早期対応について、全ての教職員が確実に理解し指導力・対応力の向上を図るもの。

2. 研修の実施

(1) 研修の全体像

いじめ防止等に向けた研修については、教育委員会として年次研修・校務分掌等による職能研修・管理職研修等を「令和4年度いじめ防止対策に係る研修体系図」【別紙1】のとおり、全ての教員がいじめ対策に関する研修を定期的に受講できるよう研修体系を構築した。

(2) 研修後の報告・資料の共有

- ・職員会議等で受講者が教職員に対しての研修内容を報告
- ・生徒指導部会等で生徒指導主事が管理職、学年主任、学年生徒指導担当教諭に報告
- ・全ての教員がいつでも資料を見ることができるよう校内LANで共有

3. 「いじめ防止等対策に係る総点検」の実施

各学校において、いじめ防止対策に万全を期すため、校内のいじめ事案への対応の方針や手順、組織体制の点検を実施した。

(1) 実施期間

令和4年4月4日（月）～25日（月）

(2) 実施内容

- ①「児童生徒が安心して学校生活を送るためのいじめ対策ハンドブック」（令和3年3月）の内容の確認
- ②いじめ対策に関連する教職員等（校内組織体制）の役割確認
 - 未然防止（早期発見含む）に向けて
 - ⇒学校いじめ防止基本方針に基づく取組の推進
 - ◇学校いじめ防止基本方針の内容及びいじめ防止等対策委員会の役割を理解。
 - ◇学校いじめ防止基本方針に基づき、全教職員が取り組むべき事項を確認。
 - 早期発見に向けて
 - ⇒いじめの定義の確実な理解と早期の認知
 - ◇いじめの定義を確実に理解し、全教職員がいじめを早期認知。
 - ◇アンケートの実施、相談しやすい関係づくり、複数の教員による観察などを確認。
 - 早期対応・重大事態への対処に向けて
 - ⇒いじめ問題の解消に向けた組織的な取組
 - ◇いじめ防止等対策委員会等で認知されたいじめを迅速かつ適切に対応するための組織体制や関係機関等との連携体制を確認。
 - ◇重大事態の定義を確実に理解。

③「いじめ防止等対策に係る研修」の確認

「令和4年度いじめ防止対策に係る研修体系図」を全教職員に配付し、「いじめ防止対策に係る研修」について管理職や職能、年次研修等が、学校組織の対応力向上と教職員の資質向上を目指す目的であることを確認。

【参考】令和5年度の主な取組

◎「いじめ防止対策についての動画視聴」

研修の一形式として、教職員が勤務時間を有効に活用して受講が可能となるよう、教育委員会及び外部の専門家（スクールロイヤー（＝弁護士））作成の動画を用意した。

また、夏季休業期間などに視聴すべき動画について次のとおり通知した。

①全教職員

夏季休業期間中に「いじめ防止対策動画」を視聴すること（全市立学校視聴済み）

②管理職及びいじめ対策担当教諭

1学期末までに「スクールロイヤー作成動画」を視聴すること



（全教職員視聴いじめ防止対策動画動）



（スクールロイヤー作成動画）

◎スクールロイヤー作成の保護者向けいじめ対応動画の活用

- ・懇談会や PTA 総会の際に、学校のいじめ対応の説明に加えて、スクールロイヤー作成の動画を視聴できるようにした。

◎いじめ対策担当教諭研修内容（年4回）

- ・事例に基づく研修
- ・「子供の意見表明権」についての講話
- ・学校の対応等で苦慮している点を事前に聴取し、専門家から具体的な対応を説明
- ・児童生徒への聴き取りを含めた指導の在り方についてコーチングについて講話

◎いじめ不登校対応支援チームによる訪問（令和5年4月～7月）

- ・未然防止対策の確認
- ・校内研修の確認（各校では、OJTやロールプレイを取り入れる等の工夫が見られた）
- ・学校組織体制の確認
- ・訪問後の学校改善等の確認